

《会津美里町社会体育施設整理計画(案)》に関するパブリック・コメントの結果について

意見提出期間： 令和3年9月15日(水) ～ 令和3年10月15日(金)

意見提出件数： 6人19件

番号	ページ	意見等	意見等に対する 町の考え方	修正内容
1	(全体)	現在、本郷体育館を利用しています。 本郷体育館は、近くて、広いので大変便利です。 従いまして、本郷体育館の存続をお願いします。	本郷体育館は老朽化が進んでおり、耐震性も確保できていないこと、借地解消を目指すこと、既存施設を活用することで将来見込まれる利用ニーズについて対応可能と判断したことから、令和7年度に解体する方針を示したところがあります。	なし
2	12	解体・廃止とされている各体育施設は、町地域防災計画書において指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されているものもある。近隣に対象施設の想定受入人数を収容できる施設はない。このあたりは、教育委員会としてではなく町としてどう整理をしているのか。避難についても避難所が全てではないことは理解しているが、自助や共助にも限界がある。	災害の種類によって、町内すべての避難所のなかから、安全な避難所を開設し、避難指示等を発令しております。必ずしも地域にある指定緊急避難場所や指定避難所が避難先になるとはかぎらず、災害の種類や規模、避難者の数によっては、複数の避難所を開設し、対応してまいります。 また、親戚や友人の家など安全な場所へ移動することが避難行動となることも町民に積極的に周知してまいります。	なし

3	15	<p>令和3年度中に社会体育施設の利用調整を図る仕組みを検討し、令和4年度には試行的に実施するとあるが、具体的な手法が記載されていない。施設利用の調整方針はあくまで机上であり、利用時間、利用曜日、時期、利便性等利用者・団体等の意向の確認、調整が必要となる。現時点での調整状況が不明であるが、令和4年度の試行的な実施は現実的に可能なのか。具体的な手法とスケジュールを示して欲しい。</p>	<p>令和4年度からの利用調整を試行的に実施するため、令和3年度中に必要な内容を検討し利用者・利用団体等に説明してまいります。</p>	なし
4	(全体)	<p>現在、超高齢化社会が進行し多くの町民にとって高校卒業後60余年の人生がある。その間それぞれの仕事(職業)を継続しながら健康を維持することが大きな課題となっている。バランスのとれた食事だけでは健康を維持することができない。適度な運動が必要である。新型コロナウイルスの感染蔓延により三密を回避するため家庭内にひきこもることが多くなり従来の成人病に加えてフレイル・認知症等の疾病が増えていると言われる。町の予算書によれば医療福祉関連の予算に健康保険の別枠を加味すれば数億を超える出費となっている。高齢者の健康管理に留意すれば医療関係の出費も抑制できるのでは……?そのためには適度な運動が必要となってくる。</p>	<p>健康を維持するためには、適度な運動が必要であることは認識しておりますので、運動習慣の定着につながるようスポーツの機会を確保してまいります。</p>	なし

5	(全体)	<p>現在クラブ衆のもとに多くのスポーツ団体が町内の各施設を利用し運動していることは喜ばしい限りである。本町は11月から3月の間は屋外での運動困難である。高田体育館とじげんプラザだけでは町民のニーズ・要望をみたすことは困難となる。</p>	<p>冬季間の運動不足の解消には、屋内運動施設の利用も重要と考えております。本計画(案)では、屋内社会体育施設3施設と、屋内学校体育施設7施設を効率的に利用し、町民の運動機会の確保につなげていきたいと考えております。</p>	なし
6	(全体)	<p>藤川の体育施設でラージボウル卓球をやっているが保全を要望する。当地域彼岸獅子の発祥の地でもある。同じように本郷第二体育館の保全も要望する。同施設は八重松古墳の遺跡等が保存されており福島原発事故の際は放射能測定を行っていた施設でもあった。</p>	<p>藤川体育場は老朽化により耐震基準・耐用年数ともに基準を満たしていないことから、廃止としました。利用者の皆さまにはご不便をおかけしますが、他の体育施設の利用をお願いしていきたいと考えております。</p> <p>なお、本郷第二体育館につきまして、今後とも維持管理に努めてまいります。</p>	なし
7	1	<p>社会体育施設は、「スポーツ振興」の要である。ハードとソフトが相互に機能して推進が図れるものと考えられる。したがって、上位計画は第3次総合計画であり、その次に「教育振興計画」「公共施設総合管理計画」であるべきである。</p>	<p>本計画(案)は社会体育施設の中・長期の整備方針を策定するものです。そのため、施設に係る上位計画として「会津美里町公共施設等総合管理計画」を示したものです。</p>	なし
8	1、3	<p>施設の整理だけでは、スポーツ振興はできない。</p> <p>「1基本事項」には、スポーツ振興の方策も明記すべきである。併せて、「2施設の現況及び将来の見通し」の将来の見通しでは、体育施設を利用する目標人数も記載すべきであり、町が総合的にスポーツ振興に取り組むための、ハードとソフトの両面を示し、町民の理解が必要である。</p>	<p>本計画(案)は社会体育施設の中・長期の整備方針を策定するものです。総合的なスポーツ振興の方策については、第3次総合計画や教育振興計画において記載しております。</p>	なし

9	6、13	<p>「将来の見通し」、「施設利用見込みの試算」のどちらにも、本郷体育館が解体される令和7年度の値がない。これでは、各施設全体で受け入れ調整を図るとしても、まったく理解できない。また、施設によっては、利用可能なコート数に差があることから、現状の各施設・種目ごとの利用団体数、利用人数、利用コート数を示し、現実的に令和7年度の利用調整が可能であるとするなら見込み数値を明記すべきである。</p>	<p>令和7年度の本郷体育館の総利用者数(見込み)については、15 ページに記載しております。本郷体育館利用者の受入れ施設については、高田体育館、本郷第二体育館、新鶴体育館、さらに学校体育施設の体育場・体育館を想定しております。利用調整については、ご指摘のように曜日、人数、種目等によって変動すると考えておりますが、現在の利用状況及び今後の人口減少から検討し、調整は可能と考えております。</p>	なし
10	(全体)	<p>本計画が「整理計画」となっていることから、施設を利用してスポーツを行っている町民の方々からすれば、今まで通りの活動が行えるのか不安を抱いていると考える。今スポーツを行っている人、これからスポーツを行おうと考えている人が「希望」を持てる計画名と内容にすべきである。</p>	<p>本計画(案)では、施設数を縮減しながらも安心して安全なスポーツ環境を維持していく方針です。計画名において不安を抱くとのことですが、計画の内容をふまえたものと考えております。</p>	なし
11	(全体)	<p>何度か説明会等に参加・出席させていただきましたが、理念は立派でも対応への疑問は解けず、丁寧な説明にも不足があると思っています。「対話から希望は生まれる」のではないかと考えると不十分さは否めませんでした。所管としての町民に寄り添った思考・判断であったか不満を残しています。</p>	<p>町民の皆さまに対し、町の施策について真摯に、そして丁寧に説明し、理解を得る努力を続けてまいります。</p>	なし
12	11	<p>屋外体育施設の「本郷テニスコート」について、「継続・維持」の評価であるが、最下段※において令和8年度の間見直しに合わせ「継続又は廃止」を決定するとしている。しかし、12 ページの整理計画に</p>	<p>本郷テニスコートについては、現状では「継続・維持」とし、令和8年度に「コート改修」を見込んでおります。ただし、本郷テニスコートは借地であり、令和8年度の間見直しまでに、借地解消</p>	なし

		<p>においては「令和8年度コート改修」として「素案」にはなかったが「案」において書き込まれたのは何故か。「本郷テニスコート」の利活用実態は十分に評価して良いと考えますから、維持継続は望まれます。借地問題がありますが、「コート」を失くした場合「中学校プール跡に？」とも推察しました。いずれにしても、失くした場合の『対応策』説明が不十分です。</p>	<p>について再度検討した上で、施設の継続、又は廃止を改めて決定する方針です。仮に廃止とする場合には、代替措置についても検討し、見直しにあわせて説明してまいります。</p>	
13	(全体)	<p>9月23日開催の「本郷庁舎利活用基本計画説明会」時に出された、教育長としての「幼少中一貫教育構想？」を模索しはじめているのならば、町民との対話を深めて希望のある未来に繋がるよう努力をしていただきたい。現在、噴出している本郷地域住民の喪失感・不満は想像を超えたものがあると危惧しています。時間をおいて解決策は生まれないと考えます。前述の「構想」を巡らして考えてみますと解決策として有意とは思いますが、住民の理解を得るよう真摯・丁寧な対応を望みます。</p>	<p>町民の皆さまに対し、町の施策について真摯に、そして丁寧に説明し、理解を得る努力を続けてまいります。</p>	なし
14	14、15	<p>「施設利用の調整方針」について、机上論でないことを望みます。実態的に相当難しい作業になるのではないかと思います。令和4年度からの本格的取り組みと認識していますが、町民・利用者との十二分な対応を望みます。</p>	<p>令和4年度からの利用調整を試行的に実施するため、令和3年度中に必要な内容を検討し利用者・利用団体等に随時説明してまいります。</p>	なし

15	(全体)	<p>施設が廃止される地区への丁寧な説明をして欲しい。計画(案)に対し、パブリック・コメントを実施していますが、計画(案)の内容は町民自ら閲覧可能な場所に出向くか、町のホームページを閲覧する必要があります。この閲覧方法では、社会体育施設の利用者か、町の方針に興味のある方のみしか閲覧しないと思います。多くの町民の方に目に留まる用、下記の方法での掲示を提案いたします。</p> <p>①町内全戸への回覧 整備計画(案)の11～12ページを添付して回覧</p> <p>②体育施設への整備計画の張り出し</p> <p>③令和4年度 町区長会の総会時での説明</p>	<p>体育施設の利用者は、立地する地域の住民だけではありませんので、このたびは利用者向け説明会5回とパブリック・コメントを実施いたしました。パブリック・コメントの実施については、町広報誌にて全ての町民向けにお知らせしましたので、ご理解いただきたいと思います。</p>	なし
16	(全体)	<p>本郷地区の社会体育施設の検討 本郷地区の体育施設は、 本郷体育館＝廃止 本郷第二体育館＝長寿命化対策のうえ存続 本郷第二体育館は、アリーナ面積が小さく、利用できる種目が限定されると思います。町が想定している利用人数にはならないように思えます。</p> <p>本郷体育館の隣接には、生涯学習センターと老人福祉センターがあります。両施設とも「会津美里町役場 本郷庁舎利用基本計画(案)」によれば、本郷支所内に移設し、令和7年に解体となっています。計画(案)の理念に「町民が集い、自ら学び、活動を支援し、人と地域をつなぐ拠点」とあります。その基本理念、基本方針から体育施設がなくなるのは理解できません。</p>	<p>本郷体育館は老朽化が進んでおり、耐震性も確保できていないこと、借地解消を目指すこと、既存施設を活用することで将来見込まれる利用ニーズについて対応可能と判断したことから、令和7年度に解体する方針を示したところです。(改行)</p> <p>本郷第二体育館は本郷体育館に比較してアリーナ面積が小さいため、実施できる種目が限られることは想定しております。軽スポーツやニュースポーツなどアリーナ面積が小さくても可能な種目での利用を考えております。</p> <p>旧本郷第二小学校の体育施設は、当該小学校を閉校後、利用していませんので、本計画(案)には記載していません。なお、本郷第二小学校体育館については、昭和50年に建築され、耐</p>	なし

		<p>本郷庁舎・生涯学習センター・老人福祉センターと体育施設の担当課を超えて本郷地区の方の為にどの様に整備すればよいかを検討すべきと思います。本郷庁舎の整備には、概算で 8.9 億円の予算が必要とあります。体育施設、生涯学習センター、老人福祉センターを併設した施設の検討をしてください。</p> <p>旧本郷第二小学校の施設の記載がありませんが、利用予定はないのでしょうか。本郷体育館の件で地元の方と話しをした時に、その方からご指摘を受けました。</p>	<p>震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいるため、社会体育施設としての利用は考えていません。</p>	
17	(全体)	<p>スポーツ庁は、中学校の休日の部活動を学校外の地域活動に移行するための議論に着手しました。地域移行に向けた課題について話し合うため、スポーツ庁は検討委員会を設置し、10月7日に初会合を開催しました。検討委員会は、2022年7月をめどに提言をまとめるようです。議論の内容に「活動場所の確保」があります。部活が地域活動に移行した場合、指導者が学校の先生以外になりますので、部活の時間が土日になる可能性があると思います。部活によっては社会体育施設の利用を希望することがあるかと思います。受け皿となる体育施設が減少し、中学校の部活に影響がでないように、又、一般の方の利用に影響がでないよう配慮する必要があります。スポーツ庁の議論を待つ必要があると思います。</p>	<p>部活動の地域移行については、国では、令和5年度以降に休日の部活動の地域移行を図っておりますので、今後の方向性について注視してまいります。</p>	なし

18	(全体)	<p>教育体育施設の利用について</p> <p>利用団体は、利用日に体育館の鍵と利用日誌を学校から受取、翌日返却することになっています。私の所属している「バドミントン協会」は高田小学校体育館を利用していますが、会員に自営業の方や、退職者の方がおりますので、その方に受取、返却をお願いしています。利用希望団体によっては、昼間に学校に行けない団体がでる可能性があります。電子錠にするなど、利用団体が鍵の受取、返却のため学校に行かなくてもいいように改善をお願いします。</p>	<p>学校体育施設の利用開放においては、施設利用の予約、鍵の受渡、利用日誌の授受について、学校、利用団体、教育委員会の三者が協力して実施しています。今後については、本計画(案)にありましたように、施設数の縮減に伴い施設の空室状況や利用申請などデジタル化を検討してまいります。また、鍵の受渡についても、学校の安全性と利用者の利便性を考慮し対応策を検討してまいります。</p>	なし
19	(全体)	<p>社会体育施設、教育体育施設の利用時間について</p> <p>整備計画通り実行された場合、令和12年度の利用者数試算によれば約5,000人の方が利用できなくなります。5,000人の方を残った施設で受け入れることとなりますが、利用団体数が減らなければ、利用時間帯を区分し2時間ごとに貸し出すとか、午後10時までの延長の検討をお願いします。</p>	<p>本計画(案)では、令和12年度に年間約5,000人の利用者に社会体育施設から学校体育施設への移行をお願いしたいと考えております。社会体育施設においては、現在は、曜日により休館日がありますが、今後の施設数の縮減に伴い見直しを行っていきたいと考えております。利用時間の区分については、有効な手法であると考えておりますので、利用実態をふまえ検討してまいります。</p> <p>なお、体育施設の午後10時までの利用延長については、他の公共施設の利用時間との整合性や施設付近の近隣住民の理解が必要であり、現段階では検討しておりません。</p>	なし